

鎌倉市自立相談支援事業及び家計改善支援事業委託公募型プロポーザルに対する質問および回答

該当資料	該当箇所	質問内容	回答
1 実施要領	8 参加申込及び提案書等の提出 (2)提出書類 ②企画提案書	自立相談支援事業と家計改善支援事業をそれぞれ別に作成するのでしょうか。それとも2つの事業を合わせて1つの企画提案書とするのでしょうか。それぞれ別に作成するのだとしたら、それが「A4、20ページ以内(表紙及び目次はページ数に含まない)」でよろしいのでしょうか。1つの企画提案書にまとめるのだとしたら、仕様書は2種(自立と家計)ありますので、それぞれの仕様書の内容を踏まえつつも事業を一本化した形で企画提案書を作成すればよろしいでしょうか。	自立相談支援事業と家計改善支援事業の2つの仕様書の内容を踏まえつつ事業を一本化した形で1つ提出してください。
2 実施要領	8 参加申込及び提案書等の提出 (2)提出書類 ②企画提案書	「(物件の賃借によって拠点を確保する場合、賃借料を事業費積算書に記載してください。)」とあります。事業費限度額には、賃借料として、応募事業者が新規に相談室を開設する場合の初期費用や、既存の相談室を拡充・増設する場合の一時的な費用も含まれた金額と考えてよろしいのでしょうか。また、引継ぎが必要となる場合の「業務開始日までに前任者から必要な引継ぎを行う」(仕様書)ための入件費等の経費も含まれている金額なのでしょうか。	事業費限度額は、新規に相談室を開設する場合の初期費用や、既存の相談室を拡充・増設する場合の一時的な費用、また、引継ぎが必要となる場合の入件費等の経費も含まれた金額です。
3 実施要領	8 参加申込及び提案書等の提出 (2) 提出書類 ⑥直近の事業報告書及び財務書類	「当該実績を証明する書類(契約書及び仕様書の写し等)を提出してください。」とありますが、「契約書及び仕様書の写し」の契約書は契約書全部でしょうか。個人情報の取り扱いに関する特記事項なども契約書に綴じられておりますが、契約書本体と仕様書部分のみでよろしいでしょうか。	契約書とともに綴じられているものは全て、契約書の写し等として提出してください。
4 実施要領	8 参加申込及び提案書等の提出	「副本には、事業者名、担当者名及び事業者が特定できる箇所を全てマスキング(黒塗り)し、応募法人等が特定できる表現やマークは分からぬような処理を施すこと」とあります。「事業者が特定できる箇所」「応募法人が特定できる表現」というのはどこまでを想定されているのかを教えてください。添付する委託契約書の法人名もマスキングする必要があるでしょうか。また、委託契約書の法人名をマスキングしても自治体名と事業名があれば、受託法人は特定できてしまいますが、こうした間接的に特定できるであろう箇所や表現については、マスキングする必要はないと考えてよろしいでしょうか。	添付する委託契約書の法人名もマスキングしてください。また、間接的に特定できるであろう箇所や表現についても、マスキングして提出してください。